

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業認定は、本校の学則第7章、第23条の規定及び成績細則第12条に基づき行われる。卒業の認定にあたっては、本校に3年以上在籍し、総単位103単位(2,985時間)を修得し、欠席時間が出席すべき日数の3分の1を超えない者について、卒業認定会議の議を経て校長が卒業の認定を行う。卒業を認められて者は、専門士(医療専門課程)と称し、卒業証書を授与する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

【学生便覧】希望者には本校窓口で閲覧可能